

平成26年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業委託業務  
公募要領

平成26年6月  
環境省地球環境局

1. 事業の概要と目的

家庭部門における温室効果ガス排出量は、2012年度には1990年度比で約6割も増加しており、家庭における温暖化対策をより一層推進していくことが喫緊の課題となっています。この課題に対応していくためには、高効率機器等の効果的な低炭素技術の導入だけでなく、エネルギー消費量を削減しつつも、快適性等を損なわず、豊かに暮らせる新たな低炭素ライフスタイルへと生活スタイルを転換していく必要があります。

本業務では、この新たな低炭素ライフスタイルを提案し普及していくため、エネルギー消費量のような従来の指標に加え、地域の生活様式・気候の特性等を踏まえた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かした生活の豊かさに着目した指標の確立を目的とします。

2. 公募対象業務

(1) 定義

本公募要領における用語の定義は以下のとおりとします。

①提案書作成責任者

「提案書作成責任者」とは、本公募への提案に当たり、提案書を作成する担当責任者を指します。

②代表事業者

「代表事業者」とは、本業務を主に実施する事業者を指します。また、代表事業者は環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。

③共同事業者

「共同事業者」とは、複数の事業者による共同提案を行う場合の代表事業者以外の事業者を指し、業務の一部を担い経費を執行する事業者とします。

(2) 公募対象分野、事業内容

本業務の公募対象となる事業の要件、事業内容は以下に示すものとします。

① 事業の要件

- ア) ライフスタイルの転換（設備の利用方法の転換を含む）に関する取組であること。
- イ) 二酸化炭素排出削減効果があること。

- ウ) 快適性及び知的生産性並びに安全性の低下を引き起こさず、中長期的に持続して実施することが可能な取組であること。
- エ) エネルギー消費量や二酸化炭素削減量以外に、快適性や健康維持への貢献度等の便益 (Non-Energy Benefit) (以下、「NEB」という) を評価すること。

なお、二酸化炭素削減の取組の分野として想定される事業の例は以下の通りです。

例1：自然や地域性を利用したパッシブ手法等による効果

- ・自然換気、自然採光による快適性向上
- ・緑化による放射環境の改善と自然共生
- ・木材等の地域資源の利用 (例：CLT (直交集成板) の活用等)
- ・地域特性に応じた空調のチューニング
- ・伝統的町屋における「古人の知恵」

例2：住まい方の工夫等による効果

- ・生活空間のシェアによる生活の豊かさ
- ・個々のライフスタイルに合わせた設備の運用最適化

例3：集合世帯における対策効果

- ・賃貸住宅の環境性能向上による入居率向上効果
- ・福祉施設における温暖化対策と生活の質 (健康性) 等

## ②事業内容

ア) NEB の評価手法構築のための現地調査の実施

本公募対象分野の取組内容の特性等に応じて NEB の評価指標 (快適性、健康、知的生産性等) を設定すること。その上で、当該評価指標に基づき具体的に取組を評価するための手法構築、並びに当該取組に伴う二酸化炭素排出削減効果の定量的な評価に必要なデータを得るため、現地調査計画を立案し、実施すること。現地調査項目、方法、期間等については、取組内容の特性、評価指標に応じ適切に設定した内容とすること。

イ) NEB の評価手法及び評価指標の妥当性の検証及び構築

取組によって期待される NEB の効果の評価手法について検討するとともに、評価指標及び評価手法の妥当性について検証すること。なお、当該事業内に外部専門家等第三者から技術的助言を得る体制を構築し、事業進捗に応じて適宜検証を行うこと。得られた技術的助言や検証結果は、適宜、フィードバックの上で評価指標や評価手法等を構築すること。

ウ) 二酸化炭素排出削減効果の評価

上記のア) の調査結果、イ) の検証等の結果を踏まえて、NEB の評価指標と連動した二酸化炭素排出削減効果を定量的に評価すること。

#### エ) 取組の普及検討

本取組の普及促進を目的とし、NEB の評価指標を活用した分かりやすい普及啓発ツール（取組概要をわかりやすくまとめたもの等）を作成すること。また、本取組の普及促進における課題及び解決策について整理すること。

なお、上記の②ア)～エ)の結果を踏まえて、本業務の成果物として事業報告書を取りまとめ、ご提出いただきます。

#### ③採択件数

予算額の範囲内で採択する予定です。

調査に掛かる1か年当たりの経費の上限額は5,000万円とします。

### 3. 業務実施期間について

業務実施期間は原則として単年度としますが、業務内容に応じて2か年（平成26年度から平成27年度）で実施できる場合があります。

2か年に渡り業務を行う場合は、本公募への提案に当たり、その必要性・理由と事業実施スケジュールを「平成26年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業委託業務に関する提案書」（別添3）の4. 本業務の実施計画において具体的に提示いただき、環境省が妥当と認める場合に限りします。

また、2か年に渡る業務の実施が承認された場合、初年度及び翌年度の業務達成目標をあらかじめ設定し、目標達成状況を自己評価していただきます。また、初年度の目標達成状況を当該年度の2月頃に審査委員会（「5. 事業者の選定・採択」に記述）が評価し、翌年度業務の継続実施の可否について決定します。

なお、2か年に渡る業務として提案する場合においても年度毎に環境省と委託契約を締結する必要があります。

また、2か年の業務実施は、翌年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、2か年の業務の実施を保証するものではありません。

### 4. 公募の条件

#### (1) 公募対象者

本公募の対象者は、以下の①～④に該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。共同提案の場合、原則、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

①民間企業、研究機関

②独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

④その他法律によって直接設立された法人

## (2) 業務の実施体制

代表事業者は、環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。また、代表事業者は、提案内容が採択された後は、円滑な業務執行と目標達成のために、その業務推進に係る取りまとめを行っていただきます。

複数事業者による共同提案を行う場合、代表事業者は本業務の共同事業者との役割分担を含む実施計画の作成等、業務の円滑な執行のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、本業務の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、採択後に変更することはできません。

## 5. 事業者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、事業者の採択を行います。

- (1) 審査は、事業者より提出された提案書類及び添付書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会は、書面審査を通過した提案書について「平成26年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業委託業務に関する提案書等の評価基準表」(別添1)に基づき採点し、総合点が高いものの中から、本業務の成果に基づく今後の低炭素ライフスタイルの普及・展開の効果等を考慮し、予算総額の範囲内において採択します。(平成26年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業委託業務の公募に係る提案書等の審査及び採択決定方法(別添2)参照)
- (3) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (4) 審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

## 6. 選定・採択要件

上記5. 審査の実施に当たっては、以下(1)及び(2)を選定・採択要件とします。

- (1) 書面審査における審査要件
  - ①必要な内容が記載されていること。
  - ②必要書類が添付されていること。
  - ③本業務内容について、他の省庁の補助金等の助成(助成の決定を含む)を受けていないこと。
- (2) 審査委員会における選定・採択要件
  - ①公募要領の内容が遵守されていること。
  - ②業務の目的が理解され、かつ基本方針が妥当であること。
  - ③業務の実施内容、方法が具体的に提案されていること。
  - ④業務の実施計画が実施可能なものであること。



③ 提出部数

(1)に掲げる書類について、正本1部・副本5部を提出してください。また、書類の電子データ（パンフレット等の添付書類は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、事業者名を必ず記載してください）。

なお、添付書類は各1部ずつ正本に添付して提出してください。

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出してください（提出期限必着）。

なお、郵送する場合は、封筒に「平成26年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業委託業務に係る提案書等在中」と朱書きすることとします。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の10時00分から17時00分まで

（持参の場合は、12時00分～13時00分を除く）とします。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった提案書等は、無効とします。

ウ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。

エ 提出された提案書等は、返却しません。

オ 提出された提案書等は、提出者に無断で、提案書等の審査以外の目的には使用しません。

カ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑥ 提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

9. 説明会の開催

本事業に関する説明会を以下のとおり開催します。会場の都合上、参加は1社1名とします。また、本会場にて、公募に関する資料の交付は行いませんので、公募資料は環境省ホームページからダウンロードの上、ご持参ください。

日 時：平成26年6月10日（火）14時から 1時間程度

場 所：東京都港区虎ノ門1-1-10 第2ローレルビル7階 第5～7会議室  
環境省地球環境局地球温暖化対策課 別室

## 10. 応募に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

FAX : 03-3580-1382

E-Mail : chikyu-ondanka@env.go.jp

### (2) 受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません)。電子メール又はFAXの件名は、「平成26年度低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業委託業務に関する質問」としてください。

### (3) 受付期間

平成26年6月18日(水)までの平日9時から17時まで(12時~13時は除く)

### (4) 回答

平成26年6月20日(金)17時までに、説明会参加者に対してFAXにより行います。  
(なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください)。

## 11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る提案書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、提案書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

## 12. 業務の流れ(予定)

6月	公募、審査、採択
7月~	委託契約、業務実施
3月	報告書提出
4月	精算・支払

### 13. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- (3) 本業務は平成26年度の新規業務であり、他府省の既存事業で既に実施されている提案内容は、採択対象から除外する場合があります。

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提案書等から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。